



発行 新潟県

第 88 号

令和4年11月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1193 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 1194 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健総務課）
- 1195 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1196 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1197 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1198 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1199 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1200 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1201 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1202 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 1203 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 1204 新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程の一部改正（治山課）
- 1205 公共測量の終了通知（監理課）
- 1206 公共測量の終了通知（監理課）
- 1207 道路の区域変更（道路管理課）
- 1208 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 指定管理者の募集（障害福祉課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

公安委員会規則

- 11 新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（交通企画課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

さくら心の訪問看護ステーション	長岡市亀貝町1719番地1	令和4年9月1日
星野歯科医院	上越市柿崎区上下浜496番地	令和4年9月1日
イオン薬局上越店	上越市富岡3457	令和4年10月1日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町4丁目3-9	令和4年10月1日
上田眼科	村上市下鍛冶屋603番地1	令和4年10月1日
さど眼科	佐渡市千種113-13	令和4年9月1日
ふくじゅクリニック	魚沼市田尻164-2	令和4年10月11日

◎新潟県告示第1194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
潤歯科	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 2019-4	令和4年10月27日

◎新潟県告示第1195号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
やおえだ眼科	長岡市長町2丁目1649-1	令和4年9月30日
米山歯科医院	長岡市大島本町5-114-3	令和4年9月30日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	令和4年10月31日
上越医師会訪問看護ステーション	上越市春日野1丁目2番33号	令和4年11月30日
医療法人社団 石黒内科	三条市南四日町3丁目6番29号	令和4年9月30日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町4-3-9	令和4年9月30日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目13番34号	令和4年10月31日

上田眼科	村上市下鍛冶屋603-1	令和4年9月30日
佐藤歯科医院	胎内市築地2025番1	令和4年9月30日
中澤歯科医院	南魚沼郡湯沢町湯沢1-3-27	令和4年10月1日

◎新潟県告示第1196号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟臨港病院
- 2 所在地 新潟市東区桃山町1丁目114番3
- 3 有効期間 令和4年6月18日から
令和7年6月17日まで

◎新潟県告示第1197号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 山北徳洲会病院
- 2 所在地 村上市勝木1340番地1
- 3 有効期間 令和4年7月3日から
令和7年7月2日まで

◎新潟県告示第1198号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 村上総合病院
- 2 所在地 村上市緑町5丁目8番1号
- 3 有効期間 令和4年8月1日から
令和7年7月31日まで

◎新潟県告示第1199号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 亀田第一病院
- 2 所在地 新潟市江南区西町2丁目5番22号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1200号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 桑名病院
- 2 所在地 新潟市東区河渡甲140番地
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1201号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟南病院
- 2 所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1202号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市の新潟農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、新津農業振興地域（平成23年新潟県告示第317号）、白根農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、豊栄農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）、小須戸農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）、横越農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）、亀田農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、岩室農業振興地域（平成23年新潟県告示第317号）、巻農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）、西川農業振興地域（平成6年新潟県告示第1082号）、黒埼農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、味方農業振興地域（昭和46年公告）、潟東農業振興地域（昭和57年新潟県告示第2345号）、月潟農業振興地域（昭和46年公告）、中之口農業振興地域（平成28年新潟県告示第163号）の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更した地域の名称
北区農業振興地域、東区農業振興地域、中央区農業振興地域、江南区農業振興地域、秋葉区農業振興地域、南区農業振興地域、西区農業振興地域、西蒲区農業振興地域
- 2 区域
新潟市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図。以下同様。）の青色の枠線で囲まれた区域
（図面省略）
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。
- 3 変更年月日
令和4年11月18日

◎新潟県告示第1203号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
32015020007	ND117	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32015020010	ND120	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32015020011	ND121	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32015020014	ND124	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

32015020015	ND125	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020001	ND126	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020004	ND130	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020005	ND131	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020006	ND132	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020007	ND133	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020008	ND135	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020009	ND136	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020013	ND140	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020014	ND141	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020001	ND143	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020002	ND144	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020003	ND145	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020004	ND146	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020005	ND147	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020006	ND148	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020007	ND149	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム

				株式会社
2215020008	ND150	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020009	ND151	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020010	ND152	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020011	L12-4AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020012	L16-3AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020016	L38-4AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020013	L38-5AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020017	L43-4AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020014	L48-2AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020015	W19-3AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020018	W23-4AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32215020016	W29-4AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020019	W52-6AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020020	W59-3AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32115020021	WK17-1AI	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
10863963078	安昌幸 (全和黑 15534)	黒毛和種	2級	新発田市 松田動物病院

◎新潟県告示第1204号

新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程（平成15年2月新潟県告示第220号）の一部を次のように改正し、令和5年度の森林整備工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 前条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p><u>(9)</u> 前条第1項第6号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>森林整備工事に従事する労働者を5人以上雇用している者</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>森林作業員一覧表</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 前条第1項第5号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p><u>(10)</u> 前条第1項第7号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

<p>(7) <u>第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(8) <u>第3条第1項第6号</u>に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第4号アからカまでのいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(6) <u>第3条第1項第5号</u>に該当しないとき。</p> <p>(7) <u>第3条第1項第6号</u>に該当しないとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別記 (第6条関係)</p> <p>森林整備工事入札参加資格審査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(7) <u>第3条第1項第5号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(8) <u>第3条第1項第7号</u>に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第5号アからカまでのいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(6) <u>第3条第1項第6号</u>に該当しないとき。</p> <p>(7) <u>第3条第1項第7号</u>に該当しないとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別記 (第6条関係)</p> <p>森林整備工事入札参加資格審査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 森林作業員数</u></p> <p>3 (略)</p>
--	---

◎新潟県告示第1205号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(R4竹尾IC事故対策用地調査等業務)
- 2 作業期間 令和4年4月29日から令和4年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区竹尾一丁目地内

◎新潟県告示第1206号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年8月11日から令和4年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟県十日町市北鑑坂地先～八箇地先

◎新潟県告示第1207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市松ヶ崎字相間1663番1から 同市多田字道端3番1まで	新	13.1～76.1メートル	470.1メートル
	旧	(A)7.6～55.9メートル	488.1メートル
		(B)8.2～55.9メートル	485.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字相間1663番1から同市多田字道端3番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月18日

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びコロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 募集する事項
 - (1) 対象施設及び対象業務
 - ア 対象施設
コロニーにいがた白岩の里（以下「コロニー」という。）
 - イ 対象業務
 - (ア) 条例第1条第2項に規定する業務
 - (イ) 条例第2条に規定する入所の承認に関する業務
 - (ロ) コロニーの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ハ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
 - (2) 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断された場合は、指定期間

を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

原則として新潟県内に主たる事務所を設置して社会福祉事業を行っている社会福祉法人とし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係
電話 025-280-5210(直通)
- (2) 募集要項の交付方法
前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。
- (3) 申請書類の提出期間
令和4年11月18日(金)午前8時30分から令和4年12月23日(金)午後5時15分まで
ただし、申請状況により令和5年1月20日(金)午後5時15分まで延長する場合がある。

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年11月18日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) クスリのアオキ五泉村松店
所在地 五泉市村松字本田屋4458-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
 - ・他1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年6月28日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,214平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計24.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計6.21立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社クスリのアオキ
 - 午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設 1
 - 午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和4年10月27日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和4年11月18日から令和5年3月18日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信小出東店

所在地 魚沼市井口新田字欠下728番地1 外

設置者 株式会社原信 他1者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社セリア

（変更前）午前10時00分から午後8時00分

（変更後）午前8時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和4年10月28日

4 変更の理由

来店者の要望により、開店時刻の繰り上げと閉店時刻の繰り下げを行うため。

5 届出年月日

令和4年10月27日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、魚沼市経済産業部商工課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和4年11月18日から令和5年3月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、エンボッサーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年11月18日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

エンボッサー 5式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月3日(金)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院医事事務室及び同院救命救急センター、
新潟県立リウマチセンター、新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係

電話番号 025-280-5557 内線3684

入札説明書の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和4年12月2日(金)午後5時00分

4 入開札の日時及び場所

令和4年12月14日(水)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 (略) 第4章の2 安全運転管理者等(第12条の2一第12条の6) 第5章～第7章 (略) 附則 第12条の4 (略) <u>(是正措置命令)</u> <u>第12条の5 法第74条の3第8項の規定による命令は、別記様式第7の7の是正措置命令書を交付して行うものとする。</u> 第12条の6 (略) 別記様式第7の6 (略) <u>別記様式第7の7 (第12条の5関係)</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 第 号 年 月 日 是正措置命令書 殿 新潟県公安委員会 印 次の理由により、道路交通法第74条の3第8 </div>	目次 第1章～第4章 (略) 第4章の2 安全運転管理者等(第12条の2一第12条の5) 第5章～第7章 (略) 附則 第12条の4 (略) 第12条の5 (略) 別記様式第7の6 (略)

項の規定に基づく是正措置を講ずることを命じます。

是正すべき理由	
是 正 事 項	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7の7 削除

別記様式第7の8 (第12条の6 関係)

(略)	
車両の使用制限書	
(略)	
新潟県公安委員会 印	
(略)	
使用者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所	
(略)	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7の8

(略)	
車両の使用制限書	
(略)	
公安委員会 印	
(略)	
使用者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所	
(略)	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(細則第12条の5)

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第1項第8号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u> ウ (略) エ・オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者</u> ウ (略) エ・オ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u> ウ (略) エ・オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者</u> ウ (略) エ・オ (略)</p> <p>(6) (略)</p>

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)に対応する同表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第12条の4	(略)		第12条の4	(略)	
第12条の5	法	読替え後の道交法			
	別記様式第7の7の是正措置命令書	運転代行業法施行細則別記様式第22号の是正措置命令書			
第12条の6	(略)		第12条の5	(略)	
	別記様式第7の8の車両の使用制限書	運転代行業法施行細則別記様式第23号の車両の使用制限書		別記様式第7の8の車両の使用制限書	運転代行業法施行細則第11条第2項に規定する車両の使用制限書(別記様式第22号)
2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>是正措置命令書(別記様式第22号)</u> (8) <u>車両の使用制限書(別記様式第23号)</u>			2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>車両の使用制限書(別記様式第22号)</u>		
別記様式第21号 (略)			別記様式第21号 (略)		
別記様式第22号 (第11条関係)					
<div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">是正措置命令書</p> <p>自動車運転代行業者の名称 殿</p> <p style="text-align: center;">新潟県公安委員会 印</p> <p>次の理由により、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第</p>					

8項の規定に基づく是正措置を講ずることを命じます。

是正すべき理由	
是 正 事 項	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第23号 (略)

別記様式第22号 (略)

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第4条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別記様式第7号（第7条関係） （表）	別記様式第7号（第7条関係） （表）
(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)	(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)
(裏) 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2の2第2項</u> の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略) ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの (略)	(裏) 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2第1項第3号</u> の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略) ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、患者シミュレーターの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年11月18日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量
患者シミュレーター 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年2月28日（火）

- (4) 納入場所
公立大学法人新潟県立看護大学（新潟県上越市新南町240番地）
- 2 入札説明書の交付等
- (1) 交付場所
新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）
なお、上記の場所で交付するほか、新潟県立看護大学ホームページでも公開する。
- (2) 問い合わせ方法
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年12月8日（木） 午前10時
- (2) 場所 新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学 1階 第1会議室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登録されている者であること。
- (5) 新潟県内に法人の本社又は営業所がある者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 後記5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。
- 5 競争入札参加資格確認申請書等の提出
本件入札に参加することを希望する者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- この場合において、入札説明書に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法
入札は、次のいずれかの方法によること。
- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、3(2)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって、3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義人
本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。
- (3) 入札書の記載
ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者の決定
入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

7 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

免除する。

10 その他

- (1) この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。